



既設建物を受水槽方式から特例直結直圧式給水方式に改造する場合の考え方

大阪市は受水槽の不十分な管理に起因する衛生問題の解消を主たる目的として、直結給水方式の範囲を拡大しようと特例直結給水方式として改正(平成 19 年 10 月 1 日)されました。

ここでは、大阪市の給水担当会議資料の『(参考)既設建物を受水槽方式から特例直結直圧式給水方式に改造する場合の考え方』のコピーを入手したので概要をお知らせします。

入手した資料には、水道局内部資料の「直結給水設計施行基準」より事例図や水理計算の参考資料等が含まれていました。(上記の内部資料は販売及びコピーも不可)

既設建物の改修工事の際には、是非所轄の営業所に相談に行かれることをお勧めします。既存の給水方式を活かした改修案などをアドバイスしてくれます。

私どもは、大阪の旨い水を直接蛇口に届けるよう、特に集合住宅の受水槽方式を全廃すべく努力したいものです。

1. 受水槽方式から特例直結直圧式給水に改造する場合

- (1)4・5階直結直圧式給水は、増圧ポンプの設置を留保して、特例により直結直圧式給水を認めるものであるため、メータ口径は、増圧ポンプの設置を前提として決定しなければならない。
- (2)その上で、直結直圧式給水を実施する場合について、現行どおり(3階までの直結直圧式給水と同様な方法で)水理計算を行なうことになる。
- (3)建物の最下部から連絡配管し、直結化する場合—現行どおり(3階までの直結直圧式給水と同様な方式で)水理計算を行なうことになる。
- (4)建物の最上部から連絡配管し、直結化する場合—参考例有り(内部資料による)
- (5)建物における瞬時最大給水量の連続使用時間は、任意である。

2. 高置水槽を利用する場合—直結給水設計施行基準参照(内部資料による)

- (1)水槽類の不十分な管理に起因する衛生問題の解消が主目的なので、高置水槽は原則撤去する。
- (2)しかし、配水管水圧の有効利用、所有者の負担経費の軽減、さらに、フラッシュバルブが多く設置されている事務所ビルの場合、適切な水量確保が必要な場合は高置水槽の設置を受理する。

ただし、この場合でも高置水槽への給水量は、直結増圧式給水についてメータ口径ごとに設定された瞬時最大給水量の上限値を超えてはならない。

3. 既設建物への対応—直結給水設計施行基準参照(内部資料による)

- (1)既設建物の受水槽以降の既設給水管を利用し、直結方式に変更する場合は、使用材料を水道法施行令第5条に適合させなければならない。
- (2)材料が適合品であるかの確認、または竣工検査、クロスコネクション及び漏水の有無等の確認は給水装置工事主任技術者の責任において行なうものとする。
- (3)使用材料や給水器具の確認については、既に入居済みであることにより各戸への立ち入り検査が難しいため、申請者の確認により当局検査を省略できるものとする。
- (4)既設管の耐圧については、直結給水へ切り替え後の圧力による漏水の有無の確認により、水圧試験とみなすこととし、先太配管についても、既設建物に限り直結給水拡大のため認めるものとする。